

化学品のリサイクル率確認登録制度 確認登録規程実施細則

【第一章 総則】

(通則)

第1条 本実施細則は、化学品のリサイクル率確認登録制度 確認登録規程（以下、「登録規程」という。）に基づき、確認登録の細部に関する事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本実施細則で使用する用語は別紙1で定義する。

(製品の確認登録申請を行う制度会員及び欠格事項)

第3条 製品の確認登録申請を行う次の各号の何れかにも該当しない制度会員を申請者という。

- (1) 入会金又は年会費を納付期限までに納付していない制度会員
- (2) 登録規程第17条に定める製品登録費、製品登録継続費、製品登録変更費を期限までに納付していない制度会員
- (3) 登録規程第12条第1項に定める事業報告を提出期限までに提出していない制度会員
- (4) 登録規程第15条の規定に基づき、製品登録を取り消された制度会員

【第二章 申請規則】

(申請の基本通則)

第4条 製品登録申請の基本通則を、次のとおり定める。

(1) 登録申請対象製品

登録申請の対象製品は、廃棄物再生品、化学品、樹脂中間製品、及び樹脂最終製品とする。

(2) 登録申請する製品名及び銘柄名

製品登録申請に当たっては、以下に留意し当該製品の製品名及び銘柄名を申請する。

- ① 同じ申請名で性質の異なる製品を同時申請してはならない。
- ② 登録申請する製品名が既存の登録製品名と同じであってはならない。
- ③ 登録した製品と登録していない製品が同じ製品名及び銘柄名であってはならない。

(3) 製品登録の申請単位及び申請品別分類

製品登録の申請は、製品単位とし、別紙2「種別分類表」に示す申請品別種別分類に基づきを行う。申請にあたっては、製品登録の種別に応じた分類欄の分類区分ごとにそのいずれか一つを選択する。

種別分類記号は、種別分類表の分類に該当する記号及び番号をそれぞれハイフン“－”で結んだ一連の記号番号とする。

- ① 廃棄物再生品の登録申請に当たって、登録製品の様態、登録製品の代表成分、使用有機廃棄

物の有機廃棄物ソース、有機廃棄物種類とし、原材料として使用する有機廃棄物の重量割合が多い順から3種類の使用まで記載する。

- ② 化学品、樹脂中間製品及び樹脂最終製品の登録申請に当たって、登録製品の種類、登録製品の主成分、登録製品に使用する原材料、廃棄物の処理プロセス、リサイクル率算出方法とし、登録製品に使用する原材料についてはリサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）の内、その重量割合が多い順から3種類の使用まで記載する。

(4) リサイクル率の算定

- ① リサイクル率の算定に当たっては、別紙3のリサイクル率算定一般式（以下、「リサイクル率算定一般式」という）を用いる。
- ② リサイクル率の算定に当たっては、マスバランス方式の適用も認める。
- ③ リサイクル率は、零を超える値とするが、裾切り値は設けない。
- ④ リサイクル率については、申請者が管理できる値を申請する。
- ⑤ リサイクル率を幅をもって申請する場合は、以下の条件の範囲とする。
中間値±中間値に対して10%を超えない範囲（例：30±3%）
- ⑥ ロットごとに申請する場合には、申請ごとにリサイクル率を表示する。
- ⑦ リサイクル率の値は、小数点は切り捨てて整数で表示する。
- ⑧ リサイクル率の扱いは、次のとおりとする。

ア 複数のリサイクル原材料を用いた製品の申請に係るリサイクル率は、各登録品のリサイクル率を重量割合により加重平均した値とする。

イ 廃棄物再生品の登録申請に際しては、当該廃棄物再生品が有機廃棄物由来であることを示す書類を提出する。

ウ 連続的に製造される製品のリサイクル率は、当該製品の全製造工程で使用する原材料もとに算出する。

(5) マスバランス方式を適用した場合の扱い

- ① マスバランス方式適用のリサイクル率であることが識別できるよう登録番号に分類記号を付す。
- ② 第三者認証を利用する場合は、リサイクル率の確認が取れる資料等を提出する。

(6) 登録製品の認証情報、LCA情報又はCFP情報の扱い

申請者は、登録申請製品の認証情報、LCA（ライフサイクルアセスメント）情報又はCFP（カーボンフットプリント）情報の登録、及びこれら情報に関わる書類（算出方法の詳細を記載した書類、取得した第三者認証機関名の認証証など）の添付ができる。

(7) 登録製品の生産実績

登録申請の対象製品は、生産実績がある製品、及び、登録期間内に生産開始を計画している製品とする。

(8) 申請登録数量

申請者は、申請登録数量として当該製品の申請時在庫量、申請期間内の計画生産量、計画販売量を使用できる。

(9) ロット単位の申請の扱い

申請者は、製品登録の申請単位として

- ① 当該製造工程から連続的に製造される製品毎
 - ② 製造の際のロット毎
 - ③ 複数のロットを纏めたもの
- を1単位とすることが出来る。

(10) 製造に使用する原材料

申請に当たっては、製造するために必要な全ての原材料について、必要情報を明記する。リサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）が本登録制度の登録製品の場合は、その登録番号を明記する。本登録制度の登録製品でないリサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）については、申請者が供給元の情報について説明する書類を添付する。なお、非リサイクル原材料については製品名、申請登録製品中の使用量及びリサイクル率0%を記載する。

(11) 申請品の範囲

申請対象製品は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

① 自社生産品

自らの事業所で生産している製品。ただし、申請者と生産者とが異なる場合であっても、両者の間に100%の資本関係があるときは、自社生産品として取り扱うことができる。

② 委託生産品

制度会員が他社に直接生産を委託している製品で、生産委託先が本登録制度への製品登録を行っていない製品。

③ 再販売品（ディストリビューター品）、代理販売品（エージェンツ品）

(12) 輸入品について

第三者機関の認証を得ている輸入品は申請対象品を含む。

申請に当たっては、リサイクル率の確認が取れる資料とともに第三者認証機関の認証書類の提出が必要。

(製品登録申請手続き)

第5条 廃棄物再生品の申請には、以下の情報を提出すること。

(1) 申請者情報

① 申請年月日

② 申請者

ア 事業者名

イ 制度会員番号

③ 担当者情報

ア 郵便番号

イ 所在地

ウ 所属

エ 氏名

オ 電話

カ FAX（任意）

キ e-mail

(2) 登録申請する廃棄物再生品の情報

- ① 製品名
- ② 銘柄名及び追加銘柄名
- ③ リサイクル率 100%
- ④ SDS情報
- ⑤ 製造場所（事業所名、事業所所在地）
- ⑥ 申請量(申請時在庫量、計画生産量又は計画販売量) t / y
- ⑦ 上記⑥の内、有機廃棄物量 t / y
- ⑧ 申請前12ヶ月実績の生産量及び販売量
 - ア 生産量 t / y
 - イ 販売量 t / y

(3) 登録申請する廃棄物再生品の詳細（別紙2「種別分類表」を参照）

- ① 製品の様態
 - ア 様態名
 - イ 番号
- ② 代表成分
 - ア 成分名
 - イ 番号

(4) 使用する全有機廃棄物の情報（別紙2「種別分類表」を参照）

- ① 有機廃棄物のソース（使用量順）
 - ア ソース名
 - イ 番号
- ② 申請期間使用量 t / y
- ③ 有機廃棄物種類
 - ア 種類名
 - イ 番号
- ④ SDS情報
- ⑤ 回収業者情報（任意）（容リ法登録事業者、産廃処理事業者など）
 - ア 事業者名
 - イ 許可番号（産廃処理事業者としての許可番号等）

2 廃棄物再生品の登録申請に際して、申請者は以下の情報を任意として登録申請することができる。また、当該製品の登録が認められた場合、これら任意情報の他制度会員への開示可否についても、申請者の任意で決めることができる。

- ① 登録申請する廃棄物再生品の認証情報
 - ア 認証取得有無
 - イ 認証機関名
 - ウ 認証番号
 - エ 認証書類コピー
- ② LCA情報

- ア 実施の有無及び制度会員への開示可否
- イ 検討書及び制度会員への開示可否
- ウ トレーサビリティに関する第三者認証
 - i 認証取得有無及び制度会員への開示可否
 - ii 認証機関名及び制度会員への開示可否
 - iii 認証番号及び制度会員への開示可否
 - iv 認証書類コピー及び制度会員への開示可否

③ C F P 情報

- ア 算出の有無及び制度会員への開示可否
- イ 算出結果 t-CO₂e/t 及び制度会員への開示可否
- ウ 算出値根拠書類(計算書、検討書等) 及び制度会員への開示可否
- エ トレーサビリティに関する第三者認証
 - i 認証取得有無及び制度会員への開示可否
 - ii 認証機関名及び制度会員への開示可否
 - iii 認証番号及び制度会員への開示可否
 - iv 認証書類コピー及び制度会員への開示可否

第6条 化学品、樹脂中間製品、及び樹脂最終製品の登録申請には、以下の情報を提出する。なお、原材料として使用するリサイクル原材料が、既に本制度に登録されている場合はその登録番号を記載する。また、リサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）が本制度に登録されていない場合又は有機廃棄物を直接原材料として使用する場合は、前条に定めた情報を提出する。

(1) 申請者情報

- ① 申請年月日
- ② 申請者
 - ア 事業者名
 - イ 制度会員番号
- ③ 担当者情報
 - ア 郵便番号
 - イ 所在地
 - ウ 所属
 - エ 氏名
 - オ 電話
 - カ F A X (任意)
 - キ e - m a i l

(2) 登録申請する製品情報

- ① 製品名
- ② 銘柄名及び追加銘柄名
- ③ リサイクル率 %
- ④ リサイクル率算出方法

- ア セグリゲーション方式、マスバランス方式、その他の方式
- イ リサイクル率算出計算書
 - なお、本資料には発行元もしくは作成元を明記する事。
- ウ マスバランス方式適用リサイクル率の場合、エビデンスとなる資料
 - なお、本資料には発行元もしくは作成元を明記する事。
- ⑤ 廃棄物の処理プロセス記号（別紙2「種別分類表」を参照）
- ⑥ SDS情報
- ⑦ 製造工程の概要(ブロックフロー)、製造場所（事業所名、事業所所在地）
 - なお、製造工程概要（ブロックフロー）には、製造に使用されるすべての原材料名を記載する事。
- ⑧ 申請量(生産実績量又は生産計画量) t / y
- ⑨ 使用する又は使用したリサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）、有機廃棄物原材料の正味総量 t / y
- ⑩ 申請前12ヶ月実績の生産量、販売量及び使用したリサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）、有機廃棄物の正味総量
 - ア 生産量 t / y
 - イ 販売量 t / y
 - ウ 使用したリサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）、有機廃棄物の正味総量 t / y
- (3) 登録申請する製品の詳細（別紙2「種別分類表」を参照）
 - ① 製品の種類
 - ア 名称
 - イ 番号
 - ② 製品の主成分
 - ア 成分名
 - イ 番号
- (4) 使用する全原材料の情報（リサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）は別紙2「種別分類表」を参照）
 - ① 使用原材料（使用量順）
 - ア 通し番号
 - イ 原材料名
 - ② 使用量 t / y
 - ③ リサイクル原材料又は非リサイクル原材料の区別
 - ④ リサイクル原材料名（廃棄物再生品を含む）（非リサイクル原材料の場合はー）
 - ア 原材料名
 - イ 番号
 - ⑤ リサイクル率（非リサイクル原材料の場合は0%）
 - ⑥ リサイクル原材料（廃棄物再生品を含む）の使用量
 - ⑦ 本登録制度の登録製品又は非登録製品の区別
 - ア 登録製品の場合は登録番号

イ 非登録製品の場合はリサイクル率及び説明資料
なお、本説明資料には発行元もしくは作成元を明記する事。

⑧ 原材料製造ブロックフロー(任意)

(5) 全原材料のうち上記(4)⑦イに該当する廃棄物再生品については以下の原材料情報を説明する資料(別紙2「種別分類表」を参照)

① 使用原材料

ア 通し番号

イ 原材料名

② 製品様態

ア 様態名

イ 様態番号

③ 代表成分

ア 成分名

イ 番号

④ 有機廃棄物ソース

ア 有機廃棄物ソース名

イ 番号

⑤ 有機廃棄物種類

ア 有機廃棄物種類名

イ 番号

⑥ リサイクル率 100%

⑦ SDS情報

(6) 全原材料のうち上記(4)⑦イに該当する有機廃棄物については以下の原材料情報を説明する資料(別紙2「種別分類表」を参照)

① 有機廃棄物のソース(使用量順)

ア ソース名

イ 番号

② 申請期間使用量 t/y

③ 有機廃棄物種類

ア 種類名

イ 番号

④ SDS情報

⑤ 回収業者情報(任意)(容リ法登録事業者、産廃処理事業者など)

ア 事業者名

イ 許可番号(産廃処理事業者としての許可番号等)

2 化学品、樹脂中間製品、及び樹脂最終製品の登録申請に際して、申請者は以下の情報を任意として登録申請することができる。また、当該製品の登録が認められた場合、これら任意情報の他制度会員への開示可否についても、申請者の任意で決めることができる。

① 登録申請する製品の認証情報

- ア 認証取得有無
- イ 認証機関名
- ウ 認証番号
- エ 認証書類コピー

② LCA情報

- ア 実施の有無及び制度会員への開示可否
- イ 検討書及び制度会員への開示可否
- ウ トレーサビリティに関する第三者認証
 - i 認証取得有無及び制度会員への開示可否
 - ii 認証機関名及び制度会員への開示可否
 - iii 認証番号及び制度会員への開示可否
 - iv 認証書類コピー及び制度会員への開示可否

③ CFP情報

- ア 算出の有無及び制度会員への開示可否
- イ 算出結果 t-CO₂e/t 及び制度会員への開示可否
- ウ 算出値根拠書類(計算書、検討書等) 及び制度会員への開示可否
- エ トレーサビリティに関する第三者認証
 - i 認証取得有無及び制度会員への開示可否
 - ii 認証機関名及び制度会員への開示可否
 - iii 認証番号及び制度会員への開示可否
 - iv 認証書類コピー及び制度会員への開示可否

(登録変更申請)

第7条 製品登録した内容が次のいずれかに該当したときは、すみやかに製品登録情報変更申請書を提出しなければならない。

- (1) 登録規程又は本実施細則の改正に該当し、製品登録の内容を変更する必要があるとき
- (2) 事業者名を変更したとき
- (3) 原材料となる有機廃棄物又は使用する原材料の購入先・内容の変更があったとき
- (4) 一般社団法人日本化学工業協会(以下、「日化協」という)が別に必要と認めたとき

2 所有する確認登録証を紛失、破損したときは、確認登録証再交付申請を行うことができる。

【第三章 誓約事項・承諾事項】

(誓約事項)

第8条 申請者は、登録規程第4条第1項の規定に基づいて提出した申請書類に記載された以下の誓約事項について誓約を行う。

- (1) 化学品のリサイクル率確認登録制度の申請資格の欠格事項に該当していないこと
- (2) 登録製品のリサイクル率を適切に管理するとともに、登録内容に変更があった場合は速やかに

変更すること

- (3) 登録したりサイクル率を、事実に反し、又は誤認の生じる恐れのある方法で使用しないこと
- (4) 登録したりサイクル率が事実に反して使用されたとき、誤認の生じる恐れのある方法で使用されたとき若しくは改ざん使用等されたときは、責任をもって適切な対応を行うこと

(承諾事項)

第9条 申請者は、登録規程第4条第1項の規定に基づいて提出した申請書類に記載された以下の承諾事項について承諾しなければならない。

- (1) 日化協が、他の製品登録申請の審査のために登録情報を利用すること
- (2) 日化協が、サービス向上のため守秘義務に抵触しない範囲で登録情報を利用すること

【第四章 製品登録申請内容の確認】

(確認)

第10条 日化協は、登録規程及び本実施細則に基づき申請者が提出した書類の不備有無について確認を行う。確認に際して、書類の他、必要に応じて、申請者と直接又はオンラインを用いた面談で確認を行う。

- 2 日化協は、確認に当たり前項の規定に基づく提出資料以外の資料が必要と判断したときは申請者に対して必要と判断した資料の提出を求めることができる。
- 3 製品登録申請の確認内容は、次の各号とする。
 - (1) 申請者は、第3条に定める欠格事項に該当しない制度会員であること
 - (2) 申請書及び添付資料の内容は、登録規程及び本実施細則に沿って作成されていること
 - (3) 申請書に記載漏れや誤りがないこと
 - (4) 添付資料に不備がないこと
 - (5) 申請書類の記載内容とその他提出書類の記載内容とに齟齬がないこと
- 4 申請者から確認登録規程第6条第4項に基づく意見書の提出があった場合は、日化協は当該申請者に弁明の機会を与え、提出された意見書及び弁明の内容について審議し、その結果を当該申請者に通知し、必要な措置を講ずる。

(製品登録台帳への登録)

第11条 製品登録の確認において登録要件を満たすと認められたときに日化協は製品登録台帳に登録する。

- 2 製品登録台帳には登録申請された全ての情報及び添付資料を記録する。
- 3 登録日は製品登録台帳への記録日とする。

(確認登録証の交付)

第12条 製品登録台帳に登録されたときには、日化協は申請者に確認登録証を交付する。

- 2 確認登録証には、製品登録番号を付すものとする。

- 3 確認登録証は、製品登録台帳の登録日をもって交付するものとする。
- 4 交付は、電子媒体で行う。
- 5 確認登録証は、日本語による文書とする。

(秘密の保持)

第13条 日化協は、制度会員から提出された申請書及び付随書類の記載内容に対して、日化協の秘密保持管理規定に準じて厳正な管理を行い、秘密を厳守する。

【第五章 製品登録の有効期間及び事業報告】

(有効期限)

第14条 製品登録の有効期限は製品登録台帳の登録日後1年間とする。

(事業報告)

第15条 製品登録を受けた者は、1年間の有効期間の終了後2ヶ月以内に、製品登録事業報告を提出しなければならない。

- 2 当該制度会員は、更に1年間登録の維持を希望しない場合には、その旨を有効期間満了までに日化協に連絡し、本細則第19条に定める製品登録廃止届を提出しなければならない。

【第六章 検査】

(定期検査)

第16条 定期検査は、原則として、年1回実施する。

- 2 定期検査は、書面検査及び現地検査（1日程度）とする。
- 3 書面検査は、製品登録申請情報及び添付資料をもって行う。
 - (1) 書面検査の対象登録製品は、日化協が選定する。
 - (2) 日化協は、製品登録を受けた制度会員に対して、指定する登録製品に係る資料の提出を求めることができる。
 - (3) 資料の提出を求められた制度会員は、これに協力しなければならない。
- 4 現地検査は、次の各号によりこれを行う。
 - (1) 現地検査の対象登録製品は、日化協が選定する。
 - (2) 日化協は、製品登録を受けた制度会員に対して、指定する登録製品に係る現地検査の受け入れを求めることができる。
 - (3) 現地検査を求められた制度会員は、これに協力するとともに、日化協が求める資料の提出に協力しなければならない。

(定期検査の結果)

- 第17条 日化協は定期検査の結果を当該登録製品の制度会員に対して結果を通知するものとする。
その後、原則として概要を制度会員用ポータルサイトに掲載する。
- 2 検査の結果、不備が発見された場合、その是正を指示する。

(是正)

- 第18条 第17条第2項による是正を指示された制度会員は1ヶ月以内に指示があった内容に対して改善の報告を行う。
- 2 日化協は前項の報告に対し改善されたと認めた場合、製品登録の継続を認める。
- 3 改善が不十分と判断した場合は、製品登録の一時停止を行い、再度改善を指示する。
- 4 再度改善を指示された制度会員は1ヶ月以内に新たな改善報告を日化協に提出する。
- 5 日化協は再度提出された改善報告に対し改善されたと認めた場合、製品登録の一時停止を解除する。
- 6 日化協は改善が不十分と判断した場合は、第22条第3項に基づき製品登録の取り消し手続きを行う。

【第七章 製品登録の廃止】

(製品登録の廃止手続き)

- 第19条 製品登録を廃止しようとする者は、製品登録廃止届に必要な事項を記入の上、日化協に提出しなければならない。

【第八章 費用の請求・納付】

(費用の請求)

- 第20条 製品登録費、製品登録継続費、製品登録変更費の請求は以下のとおりとする。
- 2 製品登録費の請求日は、確認登録証の交付日とする。
- 3 製品登録継続費は、製品登録の有効期限1ヶ月前までに請求する。
- 4 製品登録変更費の請求日は、変更した確認登録証の交付日とする。

(費用の納付)

- 第21条 前条の費用納付義務を有する制度会員は、請求内容に基づき、これを納付しなければならない。

【第九章 雑則】

(取り消し要件)

第22条 製品登録を行った制度会員が登録規程第15条の規定の内、第1項(1)から(4)の規定(ただし、(4)の化学品のリサイクル率確認登録制度会運営規程第9条に基づく退会は除く)に該当した場合、日化協は当該制度会員の登録製品の登録取り消しができる。

2 制度会員が、確認登録証の受領後、第3条に規定する確認登録申請資格の欠格事項に該当した場合、日化協は当該制度会員の登録製品の登録取り消しができる。

3 制度会員が製品登録事業報告の提出又は定期検査において規定違反を行った場合、日化協は当該制度会員の登録製品の登録取り消しができる。

(取消手順)

第23条 製品登録を取り消す手順は以下の通りとする。

(1) 日化協は、当該制度会員に対し以下の通知を行う。

① 当該製品登録を取り消すこと

② 本通知に対して不服がある場合は、通知の日から1ヶ月以内に申し立てを行うこと

(2) 制度会員が通知内容に不服がある場合は、その旨を記した意見書をもって日化協に申し入れすることができる。

(3) 制度会員から意見書の提出が期限までに行われなかった場合、日化協は製品登録の取り消しを行う。

(4) 意見書の提出があった場合、日化協は弁明の機会を与え、提出された意見書及び弁明の内容について審議し、取り消しが妥当であると判断した場合、その結果を当該制度会員に通知し、確認登録の取り消しを行う。

なお、虚偽の申請を行っていたことが判明した場合は、直ちにその事実を公表した上で、日化協は当該製品登録を取り消す。この場合、製品登録の取り消し日は、制度会員が違反を行った日又は虚偽の申請を行った日に遡及して行う。

(製品登録情報の開示及び一覧表等の公表方法)

第24条 制度会員間において開示する製品登録情報は、RCM確認登録制度ポータルサイト内の制度会員用サイトに掲載される。なお、制度会員の事業者名、会員番号、製品名、銘柄名、製品登録番号及び分類記号の開示は必須とし、その他の情報開示は申請者の任意とする。

2 制度会員の事業者名は、RCM確認登録制度ポータルサイトで一般向けに開示される。

(改正)

第25条 本実施細則の改廃については、日化協がこれを行う。

附 則

第1条 最初の制定は、2020年×月××日から施行する。

別紙 1

	リサイクル率	登録製品原材料中のリサイクル原材料(*1)の使用重量割合 リサイクル率[%] = (リサイクル原材料重量)/(原材料総重量)
*1	リサイクル原材料	有機廃棄物(*2)を含む化学品又は”有機廃棄物”由来の材料を含む化学品の原材料”。
*2	有機廃棄物	廃棄物(*3)中の、プラスチック、木質材、紙質材、廃油等。
*3	廃棄物	生産工程で発生排出され同一の生産工程で再利用されない物質及び家庭から排出される又は製品のエンドユーザ(各種施設)から排出される物質
	廃棄物再生品	化学品、樹脂中間製品、及び、樹脂最終製品向けの原材料化を目的に廃棄物から有機廃棄物を選別・分別した製品
	化学品	樹脂以外の全有機物製品(含む ガス、液、固形物、最終製品)
	樹脂中間製品	樹脂ペレット(単品 混練品)、フレーク、フィルム、など
	樹脂最終製品	樹脂成型品、機械部品など
	運営規程	RCM確認登録制度の通則と会員要件などを定めた文書
	確認登録規程	RCM確認登録制度の具体的な運用(製品登録の申請、製品登録、製品登録継続、検査等)の基準及び手続を定めた文書
	入会金	RCM確認登録制度に入会を許された事業者(制度会員)が入会時に支払う経費
	年会費	制度会員が年度前に支払う経費
	登録製品	RCM確認登録制度に登録されている製品
	製品登録費	RCM 確認登録制度へ製品を登録する際、当該製品を登録した制度会員が支払う経費
	製品登録継続費	RCM 確認登録制度への製品登録有効期間(1年)後、継続して製品登録を行う場合、当該製品を登録した制度会員が支払う経費
	製品登録変更費	RCM 確認登録制度へ登録された製品の登録情報を変更する際に、当該製品を登録した制度会員が支払う経費
	登録内容	登録製品の全登録情報(申請時の全申請情報、及び、添付資料)
	製品登録台帳	登録製品の登録内容を記録した書類及び電子ファイル
	RCM確認登録制度ポータルサイト	日化協がWeb上に開設・公開するRCM確認登録制度の専用ポータルサイト
	制度会員用サイト	RCM確認登録制度ポータルサイト内の制度会員のみに公開されるサイト

別紙2 種別分類表

廃棄再生品

製品の様態	製品の代表成分		有機廃棄物ソース		有機廃棄物種類		備考
1 ベール	51 PE	71 紙類	1 ポストコンシューマー	ZZ 該当なし	11 廃プラスチック (合繊含む)	ZZ 該当なし	
2 フレーク	52 PP	72 木質類	2 ポストインダストリアル		12 廃紙類		
3 フラフ	53 PVC		3 1/2 混合		13 廃木質		
4 インゴット	54 PS	82 油分	4 その他		14 廃油		
5 その他	55 PET				15 その他有機廃棄物		
	56 PMMA						
	57 その他樹脂						

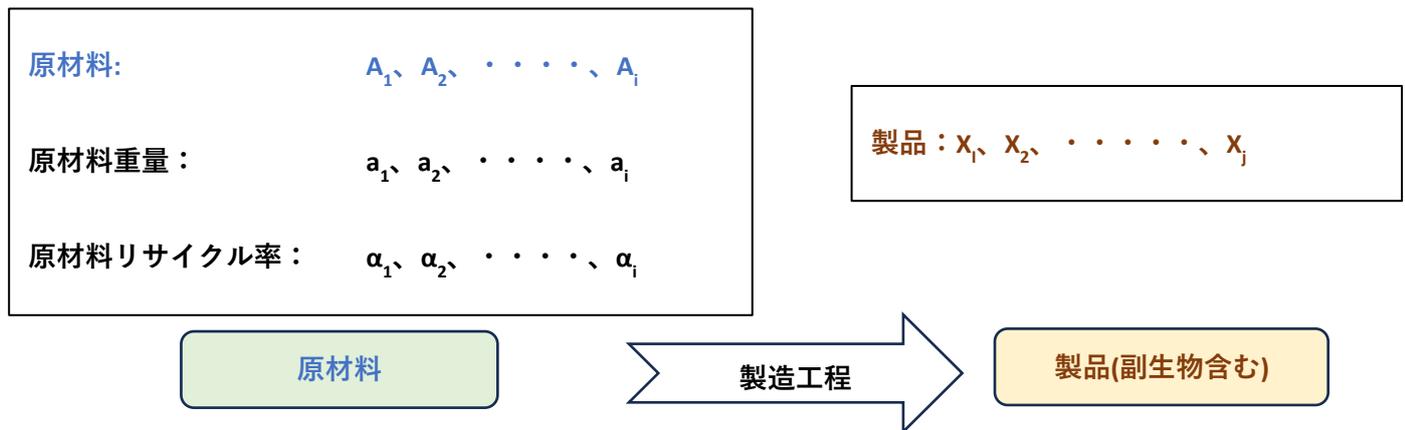
化学品、樹脂中間製品、及び樹脂最終製品

製品の種類	製品の主成分			製品に使用のリサイクル原材料			廃棄物の処理プロセス	舞出方法	備考
10 ガス	11 合成ガス	61 PE	C1 PC 廃プラスチック		71 POM	11 油化	SS セグリーション		
20 ナフサ	12 水素	62 PP	C2 PC 廃紙類		72 PA	12 ガス化	MM マスバランス		
30 精製油	13 アンモニア	63 PS	C3 PC 廃木質		73 PBT	13 解重合・モノマー化	LL その他		
40 基礎化学品(樹脂以外)	14 その他工業ガス	64 PVC/PVDC	C4 PC 廃油	21 ナフサ	74 PC	14 その他分解プロセス			
50 誘導品		65 ABS	C5 PC 廃繊維		75 PPE	15 ソーティング(選別/分別)			
60 洗剤・界面活性剤	21 ナフサ	66 PET	C6 PC 廃ゴム	31 その他精製油		16 精製			
70 塗料・インク		67 PMMA	C7 PC 有機廃棄物混合物		77 その他樹脂・混練樹脂	17 不明			
80 化粧品	31 その他精製油	68 PE/PP		41 エチレン		ZZ 非該当			
100 ベレット・フレーク・パウダー	41 エチレン	71 POM	I1 PI 廃プラスチック		81 ポリエステル繊維				
110 フィルム・シート	42 プロピレン	72 PA	I2 PI 廃紙類		82 ナイロン(ポリアミド)繊維				
120 成型加工品	43 C4(ブタジエン等)	73 PBT	I3 PI 廃木質		83 アクリル繊維				
130 繊維	44 BTX	74 PC	I4 PI 廃油		84 ポリレタン(スパンデックス)				
140 ゴム	45 その他ナフサ分解ガス	75 PPE	I5 PI 廃繊維		85 レーヨン				
	46 その他ナフサ分解油		I6 PI 廃ゴム		86 その他繊維				
200 その他		77 その他樹脂・混練樹脂	I7 PI 有機廃棄物混合物		91 ゴム				
	51 エチレン誘導品		U1 出自不明廃プラスチック						
	52 プロピレン誘導品	81 ポリエステル繊維	U2 出自不明 廃紙類						
	53 C4誘導品	82 ナイロン(ポリアミド)繊維	U3 出自不明 廃木質						
	54 BTX誘導品	83 アクリル繊維	U4 出自不明 廃油						
	55 その他誘導品	84 ポリレタン(スパンデックス)	U5 出自不明 廃繊維						
		85 レーヨン	U6 出自不明 廃ゴム						
		86 その他繊維	U7 出自不明 有機廃棄物混合物						
	91 ゴム								
	100 その他								
		11 合成ガス							
		12 水素							
		13 アンモニア							
		14 その他工業ガス							
		65 ABS							
		66 PET							
		67 PMMA							
		68 PE/PP							

◆前提

各(原)材料名: A_1, A_2, \dots, A_i
 原材料重量: a_1, a_2, \dots, a_i
 原材料リサイクル率[wt%]: $\alpha_1, \alpha_2, \dots, \alpha_i$

製品名: X_1, X_2, \dots, X_j
 原材料重量: x_1, x_2, \dots, x_j



◆リサイクル率(一般式)

$$\text{製品} X_j \text{ のリサイクル率: } R_j \text{ [wt\%]} = \frac{\sum_1^i a_j \times \alpha_j}{\sum_1^i a_j} = \text{const.}$$

($R_1 = R_2 = \dots = R_j$ (全ての製品のリサイクル率は同じ))

◆マスバランス方式適用のリサイクル率: 原料特性(原料リサイクル率 α_i)を特定の製品 R_j に割り当てる場合

マスバランス方式で割り当てられた製品 X_i のリサイクル率[wt%]: RM_j
 原料リサイクル率 α_i の製品 X_j への割り当ては

$$\sum_1^i (a_i \times \alpha_i) = \sum_1^j (x_j \times RM_j)$$

を満たさなければならない。

改訂履歷

初版： 2024 年 6 月 17 日

改訂 1： 2024 年 8 月 8 日